

## 資格要件及び添付書類

事業の種類	資格要件	添付書類
清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物清掃業登録証明書又は環境衛生総合管理業登録証明書
警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。	・警備業認定証
機械警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ、石川県公安委員会に機械警備業の届出を受理されていること。	・警備業認定証 ・機械警備業届出受理書
空気環境測定業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物空気環境測定業登録証明書又は環境衛生総合管理業登録証明書
飲料水貯水槽清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
ねずみ昆虫等防除業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
浄化槽維持管理業	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・浄化槽保守点検業登録証明書
浄化槽清掃業	浄化槽法の規程による珠洲市長の浄化槽清掃業及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による珠洲市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けていること。	・浄化槽清掃業許可証 ・浄化槽汚泥の収集及び運搬の許可証
空調設備保守管理業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の資格を有する者を雇用している者	・ボイラー技士免許証 ・危険物取扱者免状
消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検者」の資格を有する者を雇用していること。	・消防設備士免状 ・消防設備点検者資格者免状
電気設備保守管理業	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	・電気主任技術者免状
電話設備保守管理業	工事担任者規制（郵政省令）に基づく「工事担任者」の資格を有する者を雇用していること。	・工事担任者資格者証
昇降機保守管理業	建築基準法に基づく「建築士」又は「昇降機検査資格者」の資格を有する者を雇用していること。	・建築士免許証 ・登録昇降機検査資格者講習修了証
設備機器運転監視業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」、消防法に基づく「危険物取扱者」及び「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」並びに電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用している者	・ボイラー技士免許証 ・危険物取扱者免状 ・消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状 ・電気主任技術者免状
一般廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第7条により、その区域を管轄する市町村長の委託又は許可を受けていること。	・一般廃棄物収集運搬業許可証 ・一般廃棄物処分業許可証
産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定によるその区域を管轄する都道府県知事の許可を受けていること。	・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・産業廃棄物処分業許可証
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4の規定によるその区域を管轄する都道府県知事の許可を受けていること。	・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 ・特別管理産業廃棄物処分業許可証
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4に基づく環境大臣の認定を受けていること。	・低濃度PCB廃棄物無害化処理施設の認定証
その他保守管理業	上記に掲げる以外の事業で建築物を管理するため必要な保守管理事業を営んでいること。	